

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年10月18日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社三井住友銀行

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 東京(03)3282-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 関連事業部上席部長代理 谷口裕彦

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社三井住友銀行  
(東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社三井住友銀行をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、プロミス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものではありません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法( Securities Act of 1933 )第27A条及び米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式又は新株予約権付社債を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。かかる買付けは、市場内で時価で行われる場合も、市場外で交渉により決定された価格で行われる場合もあります。

## 第 1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

プロミス株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成21年7月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

ロ 平成22年7月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

ハ 平成23年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。）

新株予約権付社債

平成20年7月8日及び同月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の普通株式27,926,750株（対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する所有割合にして20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有して持分法適用関連会社としておりますが、この度、公開買付者の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）による対象者の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を最終的な目標として、公開買付者が、対象者の発行済株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）に上限及び下限を設定しておりません。また、SMFG、公開買付者及び対象者は、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、原則としてSMFGを株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を含む一連の手続を経て対象者をSMFGの完全子会社とすることを予定しております（本公開買付け、本第三者割当増資（後に定義します。）及び本完全子会社化の一連の取引を併せて以下「本件取引」と総称します。）。

なお、対象者によれば、対象者は、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、後記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等」に記載の株式価値算定書及び意見書、「対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置」に記載のプロジェクトチームからの報告内容並びに「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のUBS証券会社(以下「UBS証券」といいます。)及び西村あさひ法律事務所から得た説明及び第三者委員会による答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他SMFGによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けを経てSMFGの完全子会社となることで、SMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成23年まで、岩波雅彦氏は平成22年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付者及びSMFGとの協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成23年9月30日開催の取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役4名全員(社外監査役2名を含みます。)が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者の完全親会社であるSMFGは、銀行業務を中心として幅広い金融業務をグループで展開する、本邦を代表する銀行持株会社であり、公開買付者はその中核となる国内有数の商業銀行です。SMFGでは、日本をマザーマーケットとする金融グループとして、本邦のお客さまの金融ニーズにしっかりと応えとともに、戦略事業領域にフォーカスし、新たな規制等に対応しつつ、グローバルにも競争力を有する事業基盤及び企業基盤の確立を目指しております。具体的には、「個人向け金融コンサルティングビジネス」、「法人向けトータルソリューションビジネス」、「アジアを含む新興国における商業銀行業務」、「証券・投資銀行業務」、「非アセットビジネス（決済・アセットマネジメント等）」の五つを経営上重要な戦略事業領域に選定し、メリハリの効いた業務戦略をグループ一体となって実行するとともに、その業務戦略を支える確固たる企業基盤の確立を進めております。消費者金融事業やクレジットカード事業等のコンシューマーファイナンス事業については、個人向け金融コンサルティングビジネスのラインナップの一つとして、グループ内連携等の強化を推進しております。

一方、対象者は、昭和37年に関西金融株式会社として設立され、その後の社名変更や合併等を経て、昭和55年よりプロミス株式会社として事業を展開しております。昭和38年に対象者が始めた新しい消費者金融サービスは、連帯保証人や物的担保を必要としないだけでなく、システムによる即時融資と、限度額内で繰り返し利用できる高い利便性（現在のリボルビングシステム）を提供するものであり、社会から大きな支持をもって迎えられました。その後、店舗やATMのネットワークを全国に広げ、精度の高い情報システムや与信システムを構築することによって、お客様の多様な資金ニーズに迅速に対応できる体制を整えました。対象者が平成23年6月27日に提出した第50期有価証券報告書によれば、平成23年3月31日現在、対象者のグループ全体で約189万人の顧客（貸付件数）を有し、貸付残高は約8,795億円となっております。

SMFGと対象者は、コンシューマーファイナンス事業において国内トップの地位を構築することを目指し、平成16年にコンシューマーファイナンス事業における戦略的業務・資本提携を行い、対象者をSMFG及び公開買付者の持分法適用関連会社化するとともに、公開買付者と対象者により個人向け無担保ローン事業を共同で展開しています。なお、以下に記載のとおり、SMFGグループにおけるコンシューマーファイナンス事業は市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、公開買付者と対象者が共同で展開する個人向け無担保ローン事業（カスケード事業）はこれまで堅調に推移してきており、貸付残高は順調に拡大しております。

SMFGグループでは、コンシューマーファイナンス事業は、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、依然として、相対的に利ざやが厚く、継続して安定した利益水準が見込める事業であり、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考えていること、お客さまの選好の相違等により銀行と消費者金融社は補完関係にあるため、対象者がSMFGグループの顧客基盤拡大に寄与するものであること、及び対象者の審査その他のノウハウはSMFGグループのコンシューマーファイナンス事業戦略上不可欠であることから、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけております。

現在、対象者を取り巻く経営環境は、上記のとおり依然として厳しい状況にあります。対象者は「質・量ともにNo. 1のコンシューマーファイナンスカンパニー」としての確固たる地位を築くべく、積極的に事業構造改革を進めています。具体的には、有人店舗の全廃や大幅な人員削減といった経営効率化を進める一方で、三洋信販株式会社やアットローン株式会社との統合を実現し、効率的かつ高品質な顧客サービスの提供が可能な営業体制への変革を進めるとともに、対象者店舗への公開買付者のローン契約機やATMの設置、公開買付者店舗のローン契約機の対象者への開放、オリックス・クレジット株式会社のカードローンの一部に対する保証業務の提供など業容拡大に向けた様々な取組を行っております。

こうした中、SMFG及び公開買付者は、内外における健全な消費者金融ニーズに応えて、SMFGグループのコンシューマーファイナンス事業をさらに強化し、早期に確固たる収益基盤を構築するためには、対象者とSMFGグループ各社との連携を一層強化し、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があります。併せて、対象者を軸としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するためには、対象者の財務基盤の強化が必要との認識に基づき、平成23年8月初旬から、対象者との間で行われる体制整備及び財務基盤の強化に向けた検討・協議を開始し、平成23年9月30日、公開買付者による本公開買付けを経て最終的にSMFGが対象者を完全子会社化するとともに、本公開買付け後に対象者による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）をSMFG又は公開買付者が引き受けることを通じて早期に対象者の財務基盤を強化することが最適であると判断するに至りました。

対象者においても、コンシューマーファイナンス事業をリテールビジネスのラインナップの一つとして重視し、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけるSMFGの完全子会社となることで、公開買付者ブランドや公開買付者の営業チャンネルを積極的に活用することによる営業展開力の強化、SMFGグループのグローバルな経営資源を活用した海外事業の強化、資金調達や本社機能に要する経営資源の営業推進等への再配分といった施策が可能となり、大きなメリットが期待できるものと考えているとのことです。このような観点から、本完全子会社化によりSMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、業界における競争優位の確立、さらには対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、SMFGグループの経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業経営を行うことが可能となるという面からも、対象者の収益力強化に繋がるものと判断するに至ったとのことです。

SMFGが、対象者を完全子会社化した後は、SMFGグループ各社との協働の一層の推進や公開買付者ブランド及び公開買付者の営業チャンネル等の積極的な活用に加え、対象者によるSMFG又は公開買付者に対する本第三者割当増資によって強化された財務基盤を最大限活用して対象者のさらなる業容拡大を図り、他のSMFGグループ各社とあわせ、コンシューマーファイナンス事業におけるSMFGグループの地位をより強固なものとしてまいります。

SMFG、公開買付者及び対象者は、平成23年9月30日付の基本契約（以下「本基本契約」といいます。）において、SMFGによる対象者の完全子会社化後の業務連携強化について合意しております。具体的には、相互の業務連携を一層強化すべきとの共通認識の下、速やかに業務連携委員会を設置し、法令等で許容される範囲で、以下の分野等につき具体的検討を行い、相互の連携を強化していくことを合意しております。

対象者と公開買付者の販売チャネルの共同利用の更なる推進

公開買付者ブランドを活用したプロモーションの強化

公開買付者との協働によるアジア・リテール展開の促進

サービサーやミドル・バック機能（注）のグループ内集約による効率化

SMFGグループ各社の審査ノウハウ、その他各種情報の共有化の推進

（注）ミドル・バック機能とは、事務をはじめとする後方・支援業務などのことです。

なお、対象者によれば、平成24年3月期第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金（利息返還損失引当金、及び貸倒引当金中の利息返還にかかる元本充当分を含みます。以下同じ。）の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施し、それに伴い対象者は、平成24年3月期第2四半期累計期間において2,034億円の当期純損失を計上し、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の業績予想を修正することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、平成24年3月期の期末配当金を無配とする旨併せて決議したとのことです。

このような状況の下、対象者は、対象者の財務基盤に対する大きな制約要因となっている利息返還請求への抜本的な対応により毀損した対象者の財務基盤を早急に改善させ、将来の成長戦略に向けた積極的な施策の推進を可能とすることが必要不可欠であると判断し、同日開催の対象者取締役会において、SMFG及び公開買付者を引受先として、以下に記載の第三者割当てによる普通株式451,977,400株の発行を決議したとのことです。

発行新株式数：451,977,400株

払込金額：1株当たり531円

払込金額の総額：239,999,999,400円

払込期日：平成23年12月26日

ただし、SMFGと対象者との間の平成23年9月30日付の株式引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において、募集株式225,988,700株（払込金額の総額119,999,999,700円）を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみSMFG又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当増資は、最終的にはSMFG又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数451,977,400株の半数である225,988,700株となる予定です。

SMFG及び公開買付者は同日開催の取締役会において、本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることについてそれぞれ決議しており、SMFGは対象者との間で平成23年9月30日付で本引受契約を締結しております。本第三者割当増資の割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成23年12月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合にはSMFGに、そうでない場合には公開買付者に決定される予定です。本第三者割当増資によりSMFG又は公開買付者に割り当てられる株式225,988,700株（議決権の数4,519,774個）は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する割合にして167.6%（小数点以下第二位を四捨五入）、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する割合にして178.2%（小数点以下第二位を四捨五入）となり、本公開買付けの結果にかかわらず、本第三者割当増資の払込み完了後には、対象者はSMFGの連結子会社となる見込みです。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資に関する対象者の取締役会決議日の前営業日（平成23年9月29日）までの1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者株式の終値平均528円（小数点以下切り捨て）に対しては0.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均602円（小数点以下切り捨て）に対しては11.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均605円（小数点以下切り捨て）に対しては12.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントとなります。

本第三者割当増資の払込金額は、本第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議日の前営業日である平成23年9月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値に0.95を乗じた金額である531円（小数点以下切り捨て）となっています。対象者によると、対象者は、SMFG、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザーズ・サービス株式会社（以下「E&Y」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得しております。E&Yによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

E&Yは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された対象者の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）及び修正簿価純資産法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

(a) 市場株価法

E&Yは、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用したとのことです。E&Yは、対象者が平成23年3月期の決算発表を実施した平成23年5月13日の翌営業日（同月16日）から同年9月28日までの、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値を492円～722円と算定したとのことです。

(b) DCF法

E&Yは、DCF法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF法を採用したとのことです。E&Yは、対象者より提出された対象者の事業計画等を基礎として、対象者株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者の普通株式1株当たりの価値を312円～569円と算定したとのことです。

(c) 修正簿価純資産法

E&Yは、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である対象者に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用したとのことです。E&Yは、平成23年3月31日現在の対象者の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成23年3月31日から同年6月30日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、対象者の普通株式1株当たりの価値を97円～193円と算定したとのことです。

なお、E&Yは対象者の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び対象者から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、E&Yは対象者から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、対象者の経営陣によりその時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、対象者の経営陣の予測に従い対象者の財務状況が推移することを前提としており、E&Yは独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しているとのことです。E&Yによる対象者の株式価値の算定は、対象者による平成23年9月30日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」の内容並びに平成23年9月28日までの対象者に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであるとのことです。

対象者は、上記の株式価値算定書における算定結果等に基づき検討した結果、直近の対象者株式の市場価格は、各手法に基づく当該算定結果において示された対象者の株式価値の範囲内又はそれを上回るものであり、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、対象者の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、対象者の発行済株式数、対象者の財務状況、事業環境、割当先による引受可能性等も総合的に勘案し、上記払込金額を決定したとのことです。

また、対象者によると、上記払込金額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日の対象者株式の終値を前提とすれば、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当していないものと判断しているとのことです。また、対象者は、上記株式価値算定書と同日付で、E&Yから、本第三者割当増資の払込金額が株式価値算定書における各手法に基づく算定結果の範囲内又はそれより高いこと等を勘案し、本第三者割当増資の払込金額が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。さらに、対象者は、後記「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載の対象者から独立した弁護士1名及び社外監査役2名の合計3名で構成された第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資により資金調達を行う必要性が認められ、また、発行方法及び発行の条件は相当であると認められる（対象者の公開買付者以外の少数株主にとって本第三者割当増資に係る対象者取締役会の決定が不利益なものでないこと、及び上記払込金額が会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないことを含みます。）旨の意見を得ているとのことです。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、（i）公開買付者は対象者株式27,926,750株を保有しており、対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であること、（ii）公開買付者の完全親会社であるSMFG及び公開買付者と対象者とは業務・資本提携関係にあること、（iii）公開買付者又はSMFGは、本第三者割当増資の引受けを通じて対象者の支配株主となることが見込まれること等に鑑み、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

財務アドバイザーからの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）に対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成した平成23年9月30日付の株式価値算定書（以下「GS算定書」といいます。）をゴールドマン・サックスより受領しております。なお、公開買付者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る算定書は取得しておりません。また、ゴールドマン・サックスは、SMFG及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

( ) 普通株式

SMFG及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣がSMFG及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及び事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、上記のGS算定書及び下記のフェアネス・オピニオンを作成する過程の一環として、市場株価分析、配当割引モデル（DDM）分析及び類似会社比較法を行いました。なお、DDM分析及び類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスによる使用につきSMFG及び公開買付者の了承を得た、上記のSMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測に基づいております。各手法の分析結果として、対象者の1株当たり価値として下記のレンジが示されております。

1. 市場株価分析 314円～889円

市場株価分析については、平成23年9月29日を基準日として、過去52週間における対象者の株価終値に基づいております。

2. DDM分析 687円～878円

DDM法については、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に支払われる配当を現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析しております。

3. 類似会社比較法 792円～1,170円

類似会社比較法については、平成23年9月29日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成25年3月期の予測PER倍率を、SMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測数値に適用して株式価値を算出しております。

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス、GS算定書及び下記で言及されているゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、SMFG及び公開買付者の取締役会が本件取引を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。ゴールドマン・サックスは、SMFG、公開買付者あるいはそれぞれの取締役会に対して特定の公開買付価格を推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格を唯一適切なものとして推奨したこともありません。前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の（注）をご参照ください。

ゴールドマン・サックスの財務分析、GS算定書及び下記で言及されているゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは必然的に、平成23年9月30日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析、GS算定書又はフェアネス・オピニオンを更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、SMFG及び公開買付者の経営陣が準備した対象者に関する財務分析及び予測については、SMFG及び公開買付者の経営陣において平成23年9月30日時点で得られる最善の予測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成23年9月29日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

なお、公開買付者は、本書提出日現在において対象者株式27,926,750株（対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する所有割合にして20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を直接保有しています。

その上で、公開買付者は、ゴールドマン・サックスによる上記分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成24年3月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの実例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり780円と決定いたしました。SMFG及び公開買付者はゴールドマン・サックスより、下記の（注）に記された制約事項、前提条件及びその他の考慮事項を含む一定の条件の下に、本基本契約において企図された本件取引との関連で、当該日現在において本公開買付け価格が公開買付者の完全親会社であるSMFGにとって財務的見地から公正である旨の平成23年9月30日付フェアネス・オピニオンを受領しています。

なお、本公開買付価格である1株当たり780円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成23年9月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値559円に対して39.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値528円（小数点以下切り捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して47.7%、過去3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値602円に対して29.6%、過去6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値605円に対して28.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1株当たり780円は、本書提出日の前営業日である平成23年10月17日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値775円に対して0.6%、過去1ヶ月間（平成23年9月20日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値672円に対して16.1%、過去3ヶ月間（平成23年7月19日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値611円に対して27.7%、過去6ヶ月間（平成23年4月18日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値624円に対して25.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）ゴールドマン・サックスによる対象者の普通株式に関する財務分析、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（以下併せて「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、又は本件取引にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関しSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。）、SMFG及び公開買付者は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、(i)平成21年10月に行われたSMFGによる日興コーディアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関してSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、(ii)平成22年1月に行われたSMFGの普通株式360,000,000株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii)平成22年2月に行われた、公開買付者により発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びにSMFG Preferred Capital USD 1 Limitedにより発行された米ドル建配当非累積的永久優先出資証券並びにSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedにより発行された英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券の公開買付けについて、SMFG、公開買付者、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedのリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント（それぞれの買付総額は368,635,000ユーロ（額面金額ベース）、1,022,747,000米ドル（額面金額ベース）、1,000,859,000米ドル（残余財産分配請求権額ベース）、426,424,000英ポンド（残余財産分配請求権額ベース））を務め、(iv)平成22年5月に行われた株式会社SMFGカード&クレジット（以下「FGCC」といいます。）による株式会社セディナの支配権取得に際してSMFG及びFGCCの財務アドバイザーを務めるなど、SMFG及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して随時投資銀行サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本基本契約、本引受契約、対象者の平成23年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、平成22年10月1日に対象者と合併した三洋信販株式会社の平成22年3月31日に終了する4事業年度の有価証券報告書、対象者の平成23年6月30日に終了する第1四半期の第1四半期報告書、その他の対象者による対象者の株主に対する一定のコミュニケーション、対象者の経営陣が作成した対象者の内部財務分析及び予測、SMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務分析及び予測（それぞれゴールドマン・サックスの使用についてSMFG及び公開買付者の了承を得ています。以下「本件財務予測」といいます。）等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、対象者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、SMFG及び公開買付者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況、将来の見通し、本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についてのSMFG及び公開買付者の評価について話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社の類似の情報と比較し、国内消費者金融業界を中心に業界一般の最近の公開買付事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、本件財務予測がSMFG及び公開買付者の経営陣によって平成23年9月30日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としています。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者、SMFG又は公開買付者或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、対象者における適切な引当金の金額について、SMFG及び公開買付者の経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、SMFG、公開買付者又は対象者、若しくは本件取引から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引（本公開買付けと本第三者割当増資を含みます。）が、本基本契約及び本引受契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、本件取引を行うに際してのSMFG及び公開買付者の経営上の意思決定或いはSMFG及び公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、フェアネス・オピニオンの日付現在において、公開買付者が本基本契約に基づいて本公開買付けに際して対象者普通株式1株に対して支払う本対価が、SMFGにとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また、本基本契約、本引受契約若しくは本件取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本基本契約において企図されている若しくは本件取引に関連して締結若しくは修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（公開買付者、SMFG及び公開買付者の各種有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本株式交換、本第三者割当増資、本件取引の公正性、又は本件取引又は本引受契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られませんが）、本件取引に関連してSMFG、公開買付者又は対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本基本契約に基づいて行われる本公開買付け又はその他の取引において公開買付者によって対象者普通株式1株に対し支払われる本公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンはそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式及びSMFG普通株式の将来の取引価格や、本件取引の影響によるSMFG、公開買付者又は対象者の支払能力や存続性、SMFG、公開買付者又は対象者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債のいずれの保有者に対しても、本公開買付け又はその他の事柄に対する対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債の応募を推奨するものではありません。なお、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。

フェアネス・オピニオンの作成は複雑な手続きであり、ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンについて、その一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析並びにGS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に依拠するものではありません。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しています。

(iii) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数（3,546株）（1株未満の端数切り捨て）に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1株当たり約2,662円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を決定しています。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等

( ) 普通株式

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、SMFG及び対象者から独立した第三者算定機関であるE&Yに対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得するとともに、株式価値算定書の算定結果等に基づき、本公開買付価格が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのこと。E&Yによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのこと。

E&Yは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された対象者の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、DCF法及び修正簿価純資産法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのこと。

(a) 市場株価法

E&Yは、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用しているとのことです。E&Yは、対象者が平成23年3月期の決算発表を実施した平成23年5月13日の翌営業日（同月16日）から同年9月28日までの、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値を492円～722円と算定したとのことです。

(b) DCF法

E&Yは、DCF法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF法を採用しているとのことです。E&Yは、対象者より提出された対象者の事業計画等を基礎として、対象者株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者の普通株式1株当たりの価値を312円～569円と算定したとのことです。

(c) 修正簿価純資産法

E&Yは、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である対象者に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用しているとのことです。E&Yは、平成23年3月31日現在の対象者の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成23年3月31日から同年6月30日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、対象者の普通株式1株当たりの価値を97円～193円と算定したとのことです。

なお、E&Yは対象者の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び対象者から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、E&Yは対象者から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、対象者の経営陣によりその時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、対象者の経営陣の予測に従い対象者の財務状況が推移することを前提としており、E&Yは独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しているとのことです。E&Yによる対象者の株式価値の算定は、対象者による平成23年9月30日付の業績予想及び配当予想の修正の内容、平成23年9月28日までの対象者に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであるとのことです。

(ii) 新株予約権

後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行って解されることから、本新株予約権1個当たりの買付価格を1円と決定しました。対象者としては、本新株予約権については、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権1個当たりの買付価格が1円とされていることに鑑み、第三者算定機関であるE&Yから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。また、対象者は、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

(iii) 新株予約権付社債

後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」に記載のとおり、公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(3,546株)(1株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円当たりの買付価格としております。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1株当たり約2,662円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を算定しています。対象者としては、本新株予約権付社債の当該買付価格は本新株予約権付社債の額面金額を下回ること、また、後記「(7) その他」に記載のとおり、本株式交換が行われることとなる場合には、本新株予約権付社債は、その繰上償還条項に従って要項に基づき算出される額面金額と同額以上の金額で繰上償還される予定であること等に鑑み、本新株予約権付社債については、第三者算定機関であるE&Yから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。また、対象者は、本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権付社債の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保すると同時に、他の買付者による買付け等の機会を確保しております。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本件取引に関わる審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、SMFG及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本件取引に係る諸手続について法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置

対象者は、本件取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、対象者取締役のうち、平成23年まで公開買付者の従業員であった渡邊正三氏、平成22年まで公開買付者の従業員であった岩波雅彦氏及び平成21年まで対象者の大株主である公開買付者の従業員であった田代智彦氏を除いた、公開買付者及びSMFGから独立性が高い取締役である久保健氏及び立石義之氏並びに執行役員である北角誠英氏から構成されるプロジェクトチーム（以下「本件PT」といいます。）を設置し、本件PTが公開買付者との間で本公開買付けに関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるUBS証券から助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本件取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

本件PTは、平成23年8月3日、本件取引の適正性及び公正性を確保するとともに、本件取引に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者、SMFG及び対象者から独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、対象者社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、（i）本公開買付価格を含む本公開買付けの条件の妥当性、及び、（ii）対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性についての見解を諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成23年8月11日より同年9月28日まで合計5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件その他本件取引の条件についての公開買付者との協議・交渉の状況、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される本完全子会社化のための一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、E&Yが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書及び意見書を参考にするとともに、E&Yから対象者の株式価値評価及び意見書に関する説明を受けたとのことです。加えて、第三者委員会はUBS証券及び西村あさひ法律事務所からも、本件取引の手続に関して説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして公開買付者、SMFG及び対象者から独立した法律事務所である二重橋法律事務所を選任し、本件取引について法的助言を受けており、平成23年9月28日付で、本件取引の一環としての本公開買付けの条件及びかかる本公開買付けに対し賛同意見を表明するとの対象者取締役会の判断が法的見地から妥当であり、かつ対象者取締役の善管注意義務に反するものではない旨の法律意見書を取得しているとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年9月29日に、対象者取締役会に対して、(i)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件は妥当であること、及び(ii)対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することは妥当であること(本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないことを含みます。)を内容とする答申書を提出しているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者取締役会は、E&Yから取得した株式価値算定書及び意見書、本件PTからの報告内容、UBS証券及び西村あさひ法律事務所から得た助言並びに第三者委員会の答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付価格、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他SMFGによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを経てSMFGの完全子会社となることで、SMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成23年まで、岩波雅彦氏は平成22年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付者及びSMFGとの協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成23年9月30日開催の取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役4名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

#### 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

対象者は、SMFGとの間で締結した平成23年9月30日付本引受契約において、本第三者割当増資が完了するまでの間、一定の経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、対象者の連結子会社をしてこれらを行わせず（ただし、公開買付者以外の者から対象者の株式等に対する公開買付けその他の対象者に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと対象者との間で本引受契約が締結されていることを考慮してもそれらの義務を履行することが対象者の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性がある」と合理的に判断される場合は、この限りではありません。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG及び公開買付者に対して、速やかにその事実（当該第三者の名称を含みます。）及び内容を書面により通知の上、その善後策についてSMFG及び公開買付者と協議する旨合意しています。

上記を除き、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

#### （4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、SMFG、公開買付者及び対象者は、原則として、関係当局の許認可等を前提として、本公開買付け終了後、SMFGを株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、SMFGが対象者株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、本完全子会社化を実施することを企図しております。

本株式交換が実施される場合においては、対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価としてSMFGの普通株式を割り当て、交付することを予定しており、SMFGの普通株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、SMFGの株主となります。本株式交換は、その効力発生日を平成24年4月頃を目途として実施する予定です。また、SMFGは本株式交換の対価として交付するSMFGの普通株式を、本株式交換に先立ち市場買付け等により取得した上で交付することを予定しております。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、SMFGにおける株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換が実施される場合における株式交換比率は、本公開買付け終了後にSMFGと対象者がそれぞれの株主の皆様利益に十分配慮して協議の上で決定しますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（SMFGの普通株式、ただし、1株未満の端数が割り当てられた場合は、当該端数売却代金の交付となります。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付け価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、SMFG、公開買付者及び対象者は、本株式交換が、対象者の株主の皆様の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保するとの観点から、(i)本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が対象者の発行済株式の総数（対象者が保有する自己株式を除きます。また、本第三者割当増資において発行される株式数は含みません。）から本書提出日現在において公開買付者の保有する対象者株式の数を控除した数（以下「少数株主保有株式数」といいます。）に占める比率（以下「少数株主応募比率」といいます。）が50%超に達した場合（この場合、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する本公開買付け後の公開買付者の保有議決権の比率は61.02%（小数第三位を四捨五入）超となります。）には、本完全子会社化の実施につき対象者の株主の皆様との十分な理解が得られたものと判断し、本株式交換を実施いたしますが、(ii)少数株主応募比率が50%以下となった場合においては、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数に本公開買付けにおける応募勧誘の際又は本公開買付け後に本株式交換に賛同する旨の意向を表明した対象者株主（公開買付者を除きます。）の保有する対象者株式の数を加えた数が、少数株主保有株式数から所在不明等により本公開買付けにおいて応募勧誘を直接行うことができなかつた株主の保有株式数を控除した数に占める比率が50%超に達したものと、SMFG、公開買付者及び対象者において確認した場合に限り、本株式交換を実施するものとし、かかる確認ができない場合には、本株式交換の実施を見合わせ、又は本株式交換の内容を変更することができる旨合意しております。ただし、いずれの場合も、本株式交換の実施は、対象者の第三者委員会から本株式交換の実施及び内容につき少数株主に不利益でない旨の意見を取得することを条件とします。本株式交換の実施及び内容は、平成24年2月頃を目処に決定する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期については、対象者との間で協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。なお、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して本株式交換の実施の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は本株式交換における税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

( 5 ) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「( 4 ) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式交換を実施することとなった場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

( 6 ) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

( 7 ) その他

平成23年9月30日付の本基本契約において、対象者は、公開買付者及びSMFGとの間で、本株式交換を実施する場合には、残存する本新株予約権の全てを、その発行要項の規定に従い、本株式交換の効力発生日までに無償で取得することを合意しております。

また、本新株予約権付社債の発行要項においては、対象者が株式交換により他の会社の完全子会社となることが対象者の株主総会で承認された場合（当該株式交換に係る株主総会決議が不要の場合においては、当該株式交換について対象者の取締役会決議がなされた場合）には、対象者は、本新株予約権付社債の保有者等に対して、繰上償還日から14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該株式交換の効力発生日までの日とされています。）に残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出される金額（かかる方式に従って算出される償還金額は額面金額と同額以上となります。）で繰上償還できる旨が定められております。平成23年9月30日付の本基本契約において、対象者は、公開買付者及びSMFGとの間で、本株式交換を実施する場合には、残存する本新株予約権付社債の全てを、上記の本新株予約権付社債の繰上償還条項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、本株式交換の効力発生日までに繰上償還することを合意しております。

さらに対象者は、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の配当予想を修正し、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議しているとのことです。詳細につきましては、後記「第5 対象者の状況」の「5 その他」の「( 3 ) 業績予想及び配当予想の修正について」をご参照ください。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年10月18日（火曜日）から平成23年11月30日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成23年10月18日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金780円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金1円 第2回新株予約権 1個につき金1円 第3回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	本新株予約権付社債 額面10,000,000円につき金2,765,880円
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>(1) 普通株式 公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、ゴールドマン・サックスから平成23年9月30日付のGS算定書を受領しております。ゴールドマン・サックスによる分析の概要は以下のとおりです。 本公開買付けにおける買付価格である対象者株式1株当たり780円は、ゴールドマン・サックスから受領したGS算定書における分析結果を参考にしつつ、その他以下で言及されている要因を総合的に勘案し、決定したものです。ゴールドマン・サックスによる財務分析の概要は以下のとおりです。 SMFG及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣がSMFG及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。 ゴールドマン・サックスは、上記のGS算定書及びフェアネス・オピニオンを作成する過程の一環として、市場株価分析、配当割引モデル（DDM）分析及び類似会社比較法を行いました。なお、DDM分析及び類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスによる使用につき上記のSMFG及び公開買付者の了承を得た、SMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測に基づいております。各手法の分析結果として、対象者の1株当たり価値として下記のレンジが示されております。</p>

1. 市場株価分析 314円～889円  
市場株価分析については、平成23年9月29日を基準日として、過去52週間における対象者の株価終値に基づいております。

2. DDM分析 687円～878円  
DDM法については、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に支払われる配当を現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析しております。

3. 類似会社比較法 792円～1,170円  
類似会社比較法については、平成23年9月29日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成25年3月期の予測PER倍率を、SMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測数値に適用して株式価値を算出しております。

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス及びGS算定書は、SMFG及び公開買付者の取締役会が本件取引を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。ゴールドマン・サックスは、SMFG、公開買付者あるいはそれぞれの取締役会に対して特定の公開買付価格を推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格を唯一適切なものとして推奨したこともありません。前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の(注)をご参照ください。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは必然的に、平成23年9月30日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析又はGS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、SMFG及び公開買付者の経営陣が準備した対象者に関する財務分析及び予測については、SMFG及び公開買付者の経営陣において平成23年9月30日時点で得られる最善の予測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成23年9月29日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

なお、公開買付者は、本書提出日現在において対象者株式27,926,750株(対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する所有割合にして20.71%(小数点以下第三位を四捨五入))を直接保有しています。

その上で、公開買付者はゴールドマン・サックスによる上記分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成24年3月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの実例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり780円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり780円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成23年9月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値559円に対して39.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値528円（小数点以下切り捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して47.7%、過去3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値602円に対して29.6%、過去6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値605円に対して28.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1株当たり780円は、本書提出日の前営業日である平成23年10月17日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値775円に対して0.6%、過去1ヶ月間（平成23年9月20日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値672円に対して16.1%、過去3ヶ月間（平成23年7月19日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値611円に対して27.7%、過去6ヶ月間（平成23年4月18日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値624円に対して25.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(2) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しています。

(3) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数（3,546株）（1株未満の端数切り捨て）に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1株当たり約2,662円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を決定しています。

算定の経緯	<p>(買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>SMFGグループでは、コンシューマーファイナンス事業は、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、依然として、相対的に利ざやが厚く、継続して安定した利益水準が見込める事業であり、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考えていること、お客さまの選好の相違等により銀行と消費者金融社は補充関係にあるため、対象者がSMFGグループの顧客基盤拡大に寄与するものであること、及び、対象者の審査その他のノウハウはSMFGグループのコンシューマーファイナンス事業戦略上不可欠であることから、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけております。</p> <p>現在、対象者を取り巻く経営環境は、上記のとおり依然として厳しい状況にあります。対象者は「質・量ともにNo. 1のコンシューマーファイナンスカンパニー」としての確固たる地位を築くべく、積極的に事業構造改革を進めています。具体的には、有人店舗の全廃や大幅な人員削減といった経営効率化を進める一方で、三洋信販株式会社やアットローン株式会社との統合を実現し、効率的かつ高品質な顧客サービスの提供が可能な営業体制への変革を進めるとともに、対象者店舗への公開買付者のローン契約機やATMの設置、公開買付者店舗のローン契約機の対象者への開放、オリックス・クレジット株式会社のカードローンの一部に対する保証業務の提供など業容拡大に向けた様々な取組を行っております。</p> <p>こうした中、SMFG及び公開買付者は、内外における健全な消費者金融ニーズに応えて、SMFGグループのコンシューマーファイナンス事業をさらに強化し、早期に確固たる収益基盤を構築するためには、対象者とSMFGグループ各社との連携を一層強化し、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があり、併せて、対象者を軸としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するためには、対象者の財務基盤の強化が必要との認識に基づき、平成23年8月初旬から、対象者との間でかかる体制整備及び財務基盤の強化に向けた検討・協議を開始し、平成23年9月30日、公開買付者による本公開買付けを経て最終的にSMFGが対象者を完全子会社化するとともに、本公開買付け後に対象者による本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることを通じて早期に対象者の財務基盤を強化することが最適であると判断するに至りました。</p> <p>対象者においても、コンシューマーファイナンス事業をリテールビジネスのラインナップの一つとして重視し、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけるSMFGの完全子会社となることで、公開買付者ブランドや公開買付者の営業チャネルを積極的に活用することによる営業展開力の強化、SMFGグループのグローバルな経営資源を活用した海外事業の強化、資金調達や本社機能に要する経営資源の営業推進等への再配分といった施策が可能となり、大きなメリットが期待できるものと考えているとのことです。このような観点から、本完全子会社化によりSMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、業界における競争優位の確立、さらには対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、SMFGグループの経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業経営を行うことが可能となるという面からも、対象者の収益力強化に繋がるものと判断するに至ったとのことです。</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成23年9月30日付のGS算定書を受領いたしました。なお、公開買付者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る算定書は取得しておりません。また、SMFG及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスは、SMFG及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。</p>
-------	---

## (1) 普通株式

SMFG及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣がSMFG及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

その上で、公開買付者は、ゴールドマン・サックスから取得したGS算定書における分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成24年3月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの事例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり780円と決定いたしました。

## (2) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しています。

## (3) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(3,546株)(1株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1株当たり約2,662円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を決定しています。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者は、本書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i) 公開買付者は対象者株式27,926,750株を保有しており、対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であること、(ii) 公開買付者の完全親会社であるSMFG及び公開買付者と対象者とは業務・資本提携関係にあること、(iii) 公開買付者又はSMFGは、本第三者割当増資の引受けを通じて対象者の支配株主となることが見込まれること等に鑑み、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

## (1) 財務アドバイザーからの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、ゴールドマン・サックスから平成23年9月30日付のGS算定書を受領しております。なお、公開買付者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る算定書は取得しておりません。また、ゴールドマン・サックスは、SMFG及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(2) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、SMFG及び対象者から独立した第三者算定機関であるE&Yに対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得するとともに、株式価値算定書の算定結果等に基づき、本公開買付価格が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

(3) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保すると同時に、他の買付者による買付け等の機会を確保しております。

(4) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本件取引に関わる審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、SMFG及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本件取引に係る諸手続について法的助言を受けているとのことです。

(5) 対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置

対象者は、本件取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、対象者取締役のうち、平成23年まで公開買付者の従業員であった渡邊正三氏、平成22年まで公開買付者の従業員であった岩波雅彦氏及び平成21年まで対象者の大株主である公開買付者の従業員であった田代智彦氏を除いた、公開買付者及びSMFGから独立性が高い取締役である久保健氏及び立石義之氏並びに執行役員である北角誠英氏から構成される本件PTを設置し、本件PTが公開買付者との間で本公開買付けに関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるUBS証券から助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本件取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

(6) 対象者における独立した第三者委員会の設置

本件PTは、平成23年8月3日、本件取引の適正性及び公正性を確保するとともに、本件取引に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者、SMFG及び対象者から独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、対象者社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(i)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件の妥当性、及び、(ii)対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性についての見解を諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成23年8月11日より同年9月28日まで合計5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのこと。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件その他本件取引の条件についての公開買付者との協議・交渉の状況、本公開買付け後に予定される本完全子会社化のための一連の手續の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのこと。また、第三者委員会は、E&Yが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書及び意見書を参考にするとともに、E&Yから対象者の株式価値評価及び意見書に関する説明を受けたとのこと。加えて、第三者委員会はUBS証券及び西村あさひ法律事務所からも、本件取引の手續に関して説明を受けたとのこと。さらに、第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして公開買付者、SMFG及び対象者から独立した法律事務所である二重橋法律事務所を選任し、本件取引について法的助言を受けており、平成23年9月28日付で、本件取引の一環としての本公開買付けの条件及びかかる本公開買付けに対し賛同意見を表明するとの対象者取締役会の判断が法的見地から妥当であり、かつ対象者取締役の善管注意義務に反するものではない旨の法律意見書を取得しているとのこと。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年9月29日に、対象者取締役会に対して、(i)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件は妥当であること、及び(ii)対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することは妥当であること(本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないことを含みます。)を内容とする答申書を提出しているとのこと。

(7) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者取締役会は、E&Yから取得した株式価値算定書及び意見書、本件PTからの報告内容、UBS証券及び西村あさひ法律事務所から得た助言並びに第三者委員会の答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付価格、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他SMFGによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを経てSMFGの完全子会社となることで、SMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外を対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのこと。以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、

対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのこと。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのこと。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成23年まで、岩波雅彦氏は平成22年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付者及びSMFGとの協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成23年9月30日開催の取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのこと。また、当該取締役会には、対象者の監査役4名全員(社外監査役2名を含みます。)が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのこと。

## ( 8 ) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

対象者は、SMFGとの間で締結した平成23年9月30日付本引受契約において、本第三者割当増資が完了するまでの間、一定の経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、対象者の連結子会社をしてこれらを行わせず（ただし、公開買付者以外の者から対象者の株式等に対する公開買付けその他の対象者に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと対象者との間で本引受契約が締結されていることを考慮してもそれらの義務を履行することが対象者の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性がある」と合理的に判断される場合は、この限りではありません。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG及び公開買付者に対して、速やかにその事実（当該第三者の名称を含みます。）及び内容を書面により通知の上、その後策についてSMFG及び公開買付者と協議する旨合意しています。

上記を除き、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(注) ゴールドマン・サックスによる対象者の普通株式に関する財務分析、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス・グループは様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、又は本件取引にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関しSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。）、SMFG及び公開買付者は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、(i)平成21年10月に行われたSMFGによる日興コーディアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関してSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、(ii)平成22年1月に行われたSMFGの普通株式360,000,000株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii)平成22年2月に行われた、公開買付者により発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びにSMFG Preferred Capital USD 1 Limitedにより発行された米ドル建相当非累積的永久優先出資証券並びにSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedにより発行された英ポンド建相当非累積的永久優先出資証券の公開買付けについて、SMFG、公開買付者、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedのリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント（それぞれの買付総額は368,635,000ユーロ（額面金額ベース）、1,022,747,000米ドル（額面金額ベース）、1,000,859,000米ドル（残余財産分配請求権額ベース）、426,424,000英ポンド（残余財産分配請求権額ベース））を務め、(iv)平成22年5月に行われたFGCCによる株式会社セディナの支配権取得に際してSMFG及びFGCCの財務アドバイザーを務めるなど、SMFG及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して随時投資銀行サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本基本契約、本引受契約、対象者の平成23年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、平成22年10月1日に対象者と合併した三洋信販株式会社の平成22年3月31日に終了する4事業年度の有価証券報告書、対象者の平成23年6月30日に終了する第1四半期の第1四半期報告書、その他の対象者による対象者の株主に対する一定のコミュニケーション、本件財務予測等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、対象者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、SMFG及び公開買付者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況、将来の見通し、本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についてのSMFG及び公開買付者の評価について話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社の類似の情報と比較し、国内消費者金融業界を中心に業界一般の最近の公開買付事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思量するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、本件財務予測がSMFG及び公開買付者の経営陣によって平成23年9月30日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としています。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者、SMFG又は公開買付者或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、対象者における適切な引当金の金額について、SMFG及び公開買付者の経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、SMFG、公開買付者又は対象者、若しくは本件取引から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引（本公開買付けと本第三者割当増資を含みます。）が、本基本契約及び本引受契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、本件取引を行うに際してのSMFG及び公開買付者の経営上の意思決定或いはSMFG及び公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、フェアネス・オピニオンの日付現在において、公開買付者が本基本契約に基づいて本公開買付けに際して対象者普通株式1株に対して支払う本対価が、SMFGにとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また、本基本契約、本引受契約若しくは本件取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本基本契約において企図されている若しくは本件取引に関連して締結若しくは修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（公開買付者、SMFG及び公開買付者の各種有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本株式交換、本第三者割当増資、本件取引の公正性、又は本件取引又は本引受契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）は、本件取引に関連してSMFG、公開買付者又は対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本基本契約に基づいて行われる本公開買付け又はその他の取引において公開買付者によって対象者普通株式1株に対し支払われる本公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンはそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式及びSMFG普通株式の将来の取引価格や、本件取引の影響によるSMFG、公開買付者又は対象者の支払能力や存続性、SMFG、公開買付者又は対象者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債のいずれの保有者に対しても、本公開買付け又はその他の事柄に対する対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債の応募を推奨するものではありません。なお、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。

フェアネス・オピニオンの作成は複雑な手続きであり、ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンについて、その一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析並びにGS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に依拠するものではありません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
113,891,049(株)	- (株)	- (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 買付予定数は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式の総数(134,866,665株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年6月30日以降本書提出日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(対象者が平成23年6月27日に提出した第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の第1回新株予約権の目的となる対象者株式(26,550株)、第2回新株予約権の目的となる対象者株式(33,000株)及び対象者によって公表された平成23年8月5日付「取締役および執行役員に対する株式報酬型ストックオプションの内容確定に関するお知らせ」に記載された第3回新株予約権の目的となる対象者株式(46,950株)、並びに第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の数(4,200個)に本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を乗じ、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(14,893,617株)(1株未満の端数切り捨て)の合計数15,000,117株、以下「本新株予約権行使可能対象株式数」といいます。)を加え、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(8,048,983株)及び本書提出日現在公開買付者が有する対象者普通株式数(27,926,750株)を控除した株式数(113,891,049株)になります。なお、対象者によれば、平成23年6月1日から同年6月30日の間に本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数並びにそれに係る議決権の数は変動していないとのことです。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,277,820
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	300,002
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(d)	558,535
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(j)	2,535,922
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	80.31
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(113,891,049株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、本新株予約権行使可能対象株式数(15,000,117株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者(ただし、対象者及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)の所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を50株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式の総数(134,866,665株)から、平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(8,048,983株)を控除した株式数(126,817,682株)に、本新株予約権行使可能対象株式数(対象者が平成23年6月27日に提出した第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の第1回新株予約権の目的となる対象者株式(26,550株)、第2回新株予約権の目的となる対象者株式(33,000株)及び対象者によって公表された平成23年8月5日付「取締役および執行役員に対する株式報酬型ストックオプションの内容確定に関するお知らせ」に記載された第3回新株予約権の目的となる対象者株式(46,950株)、並びに第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の数(4,200個)に本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を乗じて、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(14,893,617株)の合計数(15,000,117株)を加えた株式数(141,817,799株)に係る議決権の数である2,836,355個を分母として計算しております。なお、対象者によれば、平成23年6月1日から同年6月30日の間に本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数並びにそれに係る議決権の数は変動していないとのことです。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の普通株式の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の普通株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）、上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項。）、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年9月30日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成23年10月30日の経過をもって、取得禁止期間は終了する予定です。また、公開買付者は、公正取引委員会より同月14日付の排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）は同月14日をもって終了いたしました。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成23年10月14日（措置期間の終了による）

許可等の番号 公経企第255号

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

#### 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

応募株券等が新株予約権の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類を、上記「公開買付応募申込書」とともにご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が新株予約権付社債の応募に際しては、本新株予約権付社債の包括大券が、欧州の証券決済機関であるユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ（Euroclear Bank S.A./N.V.）又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（Clearstream Banking, societe anonyme）の共通保管機関に保管されている場合は、新株予約権付社債券の提出は必要ありませんが、公開買付期間中に、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイにおける公開買付代理人の顧客口決済口座に、応募する新株予約権付社債を移管していただくことが必要となります。本新株予約権付社債応募に際しては、当該公開買付代理人の顧客口決済口座への外国証券保管依頼書を、上記「公開買付応募申込書」とともにご提出ください。なお、かかる手続を経た本新株予約権付社債の社債権者は、公開買付代理人における口座が開設された後、本公開買付けが成立し、当該新株予約権付社債の決済が行われるまでの間、当該口座において本新株予約権付社債を保有することとなります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

対象者の株主名簿管理人である住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替えられた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

( 2 ) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

( 3 ) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「( 2 ) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「( 4 ) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

( 4 ) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	88,835,018,220
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	280,000,000
その他(c)	7,000,000
合計(a) + (b) + (c)	89,122,018,220

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(113,891,049株)に1株当たりの本公開買付価格(780円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(円)
当座預金	1,145,736,626,897
計(a)	1,145,736,626,897

#### 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,145,736,626,897円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成23年12月7日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、以下の方法により返還いたします。

普通株式については、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

新株予約権については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類を応募株主等(外国人株主等である新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

新株予約権付社債については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類を応募株主等(外国人株主等である新株予約権付社債権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付し、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイにより保管されている応募株券等を応募が行われた時の状態に戻します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により、令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けに係る公開買付届出書、公開買付説明書及び関連する買付書類（以下「買付関連書類」といいます。）の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。買付関連書類を入手する者は、かかる制約について自ら了知しこれを遵守することが要求されます。

買付関連書類による情報伝達は、連合王国2000年金融サービス市場法第21条の目的において授権された者によって行われるものではなく、当該書類は当該授権された者によって承認されたものではありません。従って、かかる書類は、連合王国の一般国民に対しては配付されず、また、回覧されてはなりません。買付関連書類は、連合王国外の者、（2000年金融サービス市場法（金融営業活動）2005年命令（以下「金融営業活動命令」といいます。）第19条に定義される）投資専門家、金融営業活動命令第49条に該当する者又は金融営業活動命令の下で買付関連書類を適法に伝達することができる者に対してのみ配付されることを目的としており、かかる者のみが、買付関連書類の対象となる取引に参加又は関与することができます。

買付関連書類は、イタリア共和国（以下「イタリア」といいます。）の法令による国家証券委員会（Commissione Nazionale per le Società e la Borsa（CONSOB））の許可手続に付されていません。従って、本新株予約権付社債の保有者が、1999年5月14日付CONSOB規制11971号に定められる適格投資家であって自己勘定により取引する者である場合又は同規則若しくは1998年2月24日付法令58号において明示的に定められる適用除外に該当する場合を除き、本公開買付けは、イタリアにおいては実施されず、また、買付関連書類は、イタリアにおいては配布されず、入手可能とはなりません。

買付関連書類は、ベルギー王国（以下「ベルギー」といいます。）の金融サービス市場機構（Autorité des services et marchés financiers）による認可につき届出がなされておらず、またその予定もないため、本公開買付けは、ベルギー国内において、公開買付けに関する2007年4月1日付法律（その後の改正及び置換を含みます。）第3条及び第6条において定義された公募として行うことができません。従って、本公開買付けは、ベルギーにおいては、証券の公募及び規制市場における取引認可に関する2006年6月16日付法律第10条に定められた適格投資家であって自己勘定で取引する者のみを対象とし、これら以外の者が応募することはできません。買付関連書類は、上記の者のみに対して配布され、かかる書類に含まれる一切の情報は、その他の目的に利用されてはならず、また、上記以外の者に開示されてはなりません。

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、フランス共和国（以下「フランス」といいます。）の一般国民に対しては実施されません。買付関連書類は、現時点において、フランスの一般国民には配布されておらず、また、将来も配布されてはなりません。

買付関連書類は、買付関連書類に関連する普通株式、本新株予約権若しくは本新株予約権付社債の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を違法とする法域においてはかかる申込み又は勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘を違法とする法域においては、当該株式の株主、新株予約権者及び新株予約権付社債の社債権者からの本公開買付けにおける当該株式、本新株予約権又は本新株予約権付社債の応募は承諾されません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付者に対し、以下の旨の表明及び保証を行うものとみなされます。

- ・ 当該応募株主等に対して本公開買付けに関する勧誘を行うことが適用証券法令において違法ではないこと。
- ・ 当該応募株主が連合王国に所在せず若しくは居住していないこと、又は連合王国に所在若しくは居住している場合には、（2000年金融サービス市場法（金融営業活動）2005年命令に定義される）投資専門家の定義に該当し、又は金融営業活動命令の下で買付関連書類を伝達することが適法である者であること。

- ・当該応募株主等がベルギーに所在せず若しくは居住していないこと、又はベルギーに所在若しくは居住している場合には、証券の公募及び規制市場における取引認可に関する2006年6月16日付法律第10条に定められた適格投資家であって自己勘定により取引する者であること。
- ・当該応募株主等がイタリアに所在せず又は居住していないこと、又は当該応募株主等が本新株予約権付社債の保有者である場合には、1999年5月14日付CONSOB規制11971号に定められる適格投資家であって自己勘定により取引する者であること又は同規則若しくは1998年2月24日付法令58号において明示的に定められる適用除外に該当すること。
- ・当該応募株主等がフランスに居住しておらず又はフランス国民ではないこと。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式 数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

( 2 ) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 8 期 ( 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 ) 平成23年 6 月30日関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

なお、公開買付者は、平成23年11月29日を目処に、事業年度 第 9 期半期 ( 第 9 期中 ) ( 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日 ) に係る半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社三井住友銀行本店

( 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 )

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	559,010 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	764		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	559,774		
所有株券等の合計数	559,774		
(所有潜在株券等の合計数)	(764)		

(注) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,239個(株券475個及び新株予約権証券764個)を含めています。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	558,535 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	558,535		
所有株券等の合計数	558,535		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	475 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	764		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1,239		
所有株券等の合計数	1,239		
(所有潜在株券等の合計数)	(764)		

(注) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,239個(株券475個及び新株予約権証券764個)を含めています。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	プロミス株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号
職業又は事業の内容	消費者金融業
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	S M B C 日興証券株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
職業又は事業の内容	総合証券業
連絡先	連絡者 S M B C 日興証券株式会社 経営企画部 連絡場所 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 電話番号 03-5644-3111 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	久保 健
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	渡邊 正三
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	立石 義之
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	田代 智彦
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	岩波 雅彦
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	江澤 博通
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	赤迫 禎之
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号 (プロミス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	プロミス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	久保出 俊博
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号大手町パルビル2階 (アビリオ債権回収株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	アビリオ債権回収株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	三井 弘一
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号大手町パルビル2階 (アピリオ債権回収株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	アピリオ債権回収株式会社 代表取締役副社長
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	東 章一
住所又は所在地	14/F LUK KWOK CENTRE, 72 GLOUCESTER ROAD, WAN CHAI, HONG KONG ( PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD. の所在地 )
職業又は事業の内容	PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD. 取締役 PROMISE(SHENZHEN)CO.,LTD. 取締役 PROMISE(SHENYANG)CO.,LTD. 取締役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	杉木 俊文
住所又は所在地	14/F LUK KWOK CENTRE, 72 GLOUCESTER ROAD, WAN CHAI, HONG KONG ( PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD. の所在地 )
職業又は事業の内容	PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD. 取締役 PROMISE(SHENZHEN)CO.,LTD. 監査役 PROMISE(SHENYANG)CO.,LTD. 監査役 PROMISE(THAILAND)CO.,LTD. 取締役
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年10月18日現在)

氏名又は名称	渡部 政幸
住所又は所在地	ROOM911-912, YING LONG DEVELOPMENT CENTER, SHENNAN ROAD 6025, FU TIAN DISTRICT, SHENZHEN 518040, THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA ( PROMISE(SHENZHEN)CO.,LTD. の所在地 )
職業又は事業の内容	PROMISE(SHENZHEN)CO.,LTD. 会長
連絡先	連絡者 プロミス株式会社 総務部 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番4号 電話番号 03 - 3213 - 5055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

プロミス株式会社

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は対象者普通株式8,049,051株(対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株の5.97%(小数点以下第三位を四捨五入))を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0個としております。なお、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数は8,048,983株ですが、対象者によれば、その後平成23年10月18日までに、単元未満株式の買取請求等により上記のとおり増加しているとのことです。

S M B C 日興証券株式会社

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	107 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	107		
所有株券等の合計数	107		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) S M B C 日興証券株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、同社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

久保 健

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	40 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	283		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	323		
所有株券等の合計数	323		
(所有潜在株券等の合計数)	(283)		

(注) 久保健は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

渡邊 正三 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	75		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	75		
所有株券等の合計数	75		
(所有潜在株券等の合計数)	(75)		

(注) 渡邊正三は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

立石 義之 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	136(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	137		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	273		
所有株券等の合計数	273		
(所有潜在株券等の合計数)	(137)		

(注) 立石義之は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田代 智彦 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	137		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	157		
所有株券等の合計数	157		
(所有潜在株券等の合計数)	(137)		

(注) 田代智彦は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

岩波 雅彦 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	109		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	109		
所有株券等の合計数	109		
(所有潜在株券等の合計数)	(109)		

(注) 岩波雅彦は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

江澤 博通 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	23		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	27		
所有株券等の合計数	27		
(所有潜在株券等の合計数)	(23)		

(注) 江澤博通は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

赤迫 禎之 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	9		
所有株券等の合計数	9		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 赤迫禎之は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

久保出 俊博

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	20		
所有株券等の合計数	20		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 久保出俊博は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

三井 弘一

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	20		
所有株券等の合計数	20		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 三井弘一は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

東 章一

(平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 東章一は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

杉木 俊文 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 杉木俊文は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

渡部 政幸 (平成23年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	108(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	108		
所有株券等の合計数	108		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 渡部政幸は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

### 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

### 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

消費者金融ファイナンス事業においては、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面し、業界各社は営業貸付金残高の減少を余儀なくされており、経営環境は依然として厳しい状態が続いております。こうした環境の中、対象者は、平成22年1月に発表した事業構造改革プランに基づき、コスト構造改革及びグループ経営資源の選択と集中による効率化を断行し、経営基盤を整えてきたとのことです。

しかしながら、後記「第5 対象者の状況」の「5 その他」の「(3) 業績予想及び配当予想の修正について」のとおり、平成24年3月期第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施し、それに伴い対象者は、平成24年3月期第2四半期累計期間において2,034億円の当期純損失を計上し、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の業績予想を修正することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、平成24年3月期の期末配当金を無配とする旨併せて決議したとのことです。

このような状況の下、対象者は、対象者の財務基盤に対する大きな制約要因となっている利息返還請求への抜本的な対応により毀損した対象者の財務基盤を早急に改善させ、将来の成長戦略に向けた積極的な施策の推進を可能とすることが必要不可欠であると判断し、本第三者割当増資を決定するに至ったとのことです。対象者によれば、本第三者割当増資による調達予定額は約1,200億円であり、対象者は、このような多額の必要資金を早期かつ確実に調達し、財務基盤の強化を図るための方法として、消費者金融ファイナンス事業を、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考え、かつ、既に対象者グループを消費者金融ファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけているSMFGグループを引受先とする本第三者割当増資を行うことが、経営上合理的なものであると同時に、最も有効な手段であると判断したとのことです。本第三者割当増資は、SMFGグループとして、個人の金融取引複合化の観点からリテールビジネスの中核事業の一つとなる消費者金融ファイナンス事業を一層強化、育成するものであり、「質、量ともにNo.1の消費者金融ファイナンスカンパニーの実現」を目指す対象者の企業価値の向上に寄与するものであると判断しているとのことです。

上記の判断に従い、対象者は、平成23年9月30日開催の同社取締役会において、平成23年12月26日を払込期日とし、発行新株式数451,977,400株、1株当たり払込金額531円、払込金額の総額239,999,999,400円として、SMFG及び公開買付者を割当先とする本第三者割当増資を行うことを決議したとのことです。ただし、SMFGと対象者との間の平成23年9月30日付の本引受契約において、募集株式225,988,700株（払込金額の総額119,999,999,700円）を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみSMFG又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当増資は、最終的にはSMFG又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数451,977,400株の半数である225,988,700株となる予定です。また、SMFG及び公開買付者は、各社取締役会において、対象者による本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることについて、平成23年9月30日付でそれぞれ決議しております。本第三者割当増資の割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成23年12月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合にはSMFGに、そうでない場合には公開買付者に決定される予定です。本第三者割当増資は、対象者の財務基盤の強化等を目的として行われるものであり、本公開買付けの結果にかかわらず実施されること（ただし、対象者取締役会による本公開買付けに賛同し対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る取締役会決議を変更又は撤回しないこと等の一定の条件が合意されています。）が予定されております。本第三者割当増資によりSMFG又は公開買付者に割り当てられる株式225,988,700株（議決権の数4,519,774個）は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する割合にして167.6%（小数点以下第二位を四捨五入）、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する割合にして178.2%（小数点以下第二位を四捨五入）となり、本公開買付けの結果にかかわらず、本第三者割当増資の払込み完了後には、対象者はSMFGの連結子会社となる見込みです。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者は対象者のその他の関係会社に該当しますが、最近の3事業年度における対象者と公開買付者との間の重要な取引は以下のとおりです。なお、公開買付者と対象者の役員との間には、重要な取引はありません。

自平成20年4月1日至平成21年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	664,986	銀行業	(被所有) 直接 22.03	金銭借入 関係	資金の借入	借入 60,000	長期借入金	85,000
								返済 91,000	1年内返済 予定の長期 借入金	38,000
						業務提携 関係	営業債務保証料 の受取	2,092	未払費用	58
								7,552	保証債務	276,883
	代位弁済	9,103								

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針

借入は、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しており、借入利率は一般市中金利となっております。また、営業債務保証は無担保ローン残高に対するものであり、営業債務保証料や代位弁済基準は、業務提携に関する契約に基づき行っております。

(注2) 重要な取引のみを記載しております。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注4) 上記(注1)ないし(注3)を含みます。)は対象者の第49期有価証券報告書(平成22年6月23日提出)より引用しております。

自平成21年4月1日至平成22年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業	(被所有) 直接 22.02	金銭借入 関係	資金の借入	借入 38,000	長期借入金	92,400
								返済 38,000	1年内返済 予定の長期 借入金	30,600
						業務提携 関係	営業債務保証料 の受取	2,212	未払費用	39
								10,930	保証債務	315,518
	代位弁済	12,761								

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針

借入は、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しており、借入利率は一般市中金利となっております。また、営業債務保証は無担保ローン残高に対するものであり、営業債務保証料や代位弁済基準は、業務提携に関する契約に基づき行っております。

(注2) 重要な取引のみを記載しております。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注4) 上記(注1)ないし(注3)を含みます。)は対象者の第50期有価証券報告書(平成23年6月27日提出)より引用しております。

自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業	(被所有) 直接 22.02	金銭借入 関係	資金の借入	借入 34,800	長期借入金	97,520
								返済 34,565	1年内返済 予定の長期 借入金	49,619
							利息の支払	2,825	未払費用	223
						業務提携 関係	営業債務保証料 の受取	16,248	保証債務	347,775
							代位弁済	12,826		
株式譲渡	株式の譲渡	8,965								

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針

借入は、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しており、借入利率は一般市中金利となっております。なお、取引金額には平成22年10月1日を効力発生日として三洋信販(株)を吸収合併したことによる継承額23,904万円は含まれておりません。

営業債務保証は無担保ローン残高に対するものであり、営業債務保証料や代位弁済基準は、業務提携に関する契約に基づき行っております。

株式譲渡価額は、株式譲渡契約締結日前日における当該株式の時価であります。

(注2) 重要な取引のみを記載しております。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注4) 上記(注1)ないし(注3)を含みます。)は対象者の第50期有価証券報告書(平成23年6月27日提出)より引用しています。

## 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等」に記載の株式価値算定書及び意見書、「対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置」に記載のプロジェクトチームからの報告内容並びに「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のUBS証券及び西村あさひ法律事務所から得た説明及び第三者委員会による答申書その他の関連資料を踏まえ本公開買付価格、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他SMFGによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けを経てSMFGの完全子会社となることで、SMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成23年まで、岩波雅彦氏は平成22年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付者及びSMFGとの協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成23年9月30日開催の取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役4名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者の完全親会社であるSMFGは、銀行業務を中心として幅広い金融業務をグループで展開する、本邦を代表する銀行持株会社であり、公開買付者はその中核となる国内有数の商業銀行です。SMFGでは、日本をマザーマーケットとする金融グループとして、本邦のお客さまの金融ニーズにしっかりと応えとともに、戦略事業領域にフォーカスし、新たな規制等に対応しつつ、グローバルにも競争力を有する事業基盤及び企業基盤の確立を目指しております。具体的には、「個人向け金融コンサルティングビジネス」、「法人向けトータルソリューションビジネス」、「アジアを含む新興国における商業銀行業務」、「証券・投資銀行業務」、「非アセットビジネス（決済・アセットマネジメント等）」の五つを経営上重要な戦略事業領域に選定し、メリハリの効いた業務戦略をグループ一体となって実行するとともに、その業務戦略を支える確固たる企業基盤の確立を進めております。消費者金融事業やクレジットカード事業等のコンシューマーファイナンス事業については、個人向け金融コンサルティングビジネスのラインナップの一つとして、グループ内連携等の強化を推進しております。

一方、対象者は、昭和37年に関西金融株式会社として設立され、その後の社名変更や合併等を経て、昭和55年よりプロミス株式会社として事業を展開しております。昭和38年に対象者が始めた新しい消費者金融サービスは、連帯保証人や物的担保を必要としないだけでなく、システムによる即時融資と、限度額内で繰り返し利用できる高い利便性（現在のリボルビングシステム）を提供するものであり、社会から大きな支持をもって迎えられました。その後、店舗やATMのネットワークを全国に広げ、精度の高い情報システムや与信システムを構築することによって、お客様の多様な資金ニーズに迅速に対応できる体制を整えました。対象者が平成23年6月27日に提出した第50期有価証券報告書によれば、平成23年3月31日現在、対象者のグループ全体で約189万人の顧客（貸付件数）を有し、貸付残高は約8,795億円となっております。

SMFGと対象者は、コンシューマーファイナンス事業において国内トップの地位を構築することを目指し、平成16年にコンシューマーファイナンス事業における戦略的業務・資本提携を行い、対象者をSMFG及び公開買付者の持分法適用関連会社化するとともに、公開買付者と対象者により個人向け無担保ローン事業を共同で展開しています。なお、以下に記載のとおり、SMFGグループにおけるコンシューマーファイナンス事業は市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、公開買付者と対象者が共同で展開する個人向け無担保ローン事業（カスケード事業）はこれまで堅調に推移してきており、貸付残高は順調に拡大しております。

SMFGグループでは、コンシューマーファイナンス事業は、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、依然として、相対的に利ざやが厚く、継続して安定した利益水準が見込める事業であり、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考えていること、お客さまの選好の相違等により銀行と消費者金融社は補完関係にあるため、対象者がSMFGグループの顧客基盤拡大に寄与するものであること、及び対象者の審査その他のノウハウはSMFGグループのコンシューマーファイナンス事業戦略上不可欠であることから、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけております。

現在、対象者を取り巻く経営環境は、上記のとおり依然として厳しい状況にあります。対象者は「質・量ともにNo. 1のコンシューマーファイナンスカンパニー」としての確固たる地位を築くべく、積極的に事業構造改革を進めています。具体的には、有人店舗の全廃や大幅な人員削減といった経営効率化を進める一方で、三洋信販株式会社やアットローン株式会社との統合を実現し、効率的かつ高品質な顧客サービスの提供が可能な営業体制への変革を進めるとともに、対象者店舗への公開買付者のローン契約機やATMの設置、公開買付者店舗のローン契約機の対象者への開放、オリックス・クレジット株式会社のカードローンの一部に対する保証業務の提供など業容拡大に向けた様々な取組を行っております。

こうした中、SMFG及び公開買付者は、内外における健全な消費者金融ニーズに応えて、SMFGグループのコンシューマーファイナンス事業をさらに強化し、早期に確固たる収益基盤を構築するためには、対象者とSMFGグループ各社との連携を一層強化し、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があり、併せて、対象者を軸としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するためには、対象者の財務基盤の強化が必要との認識に基づき、平成23年8月初旬から、対象者との間でかかる体制整備及び財務基盤の強化に向けた検討・協議を開始し、平成23年9月30日、公開買付者による本公開買付けを経て最終的にSMFGが対象者を完全子会社化するとともに、本公開買付け後に対象者による本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることを通じて早期に対象者の財務基盤を強化することが最適であると判断するに至りました。

対象者においても、コンシューマーファイナンス事業をリテールビジネスのラインナップの一つとして重視し、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけるSMFGの完全子会社となることで、公開買付者ブランドや公開買付者の営業チャネルを積極的に活用することによる営業展開力の強化、SMFGグループのグローバルな経営資源を活用した海外事業の強化、資金調達や本社機能に要する経営資源の営業推進等への再配分といった施策が可能となり、大きなメリットが期待できるものと考えているとのことです。このような観点から、本完全子会社化によりSMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、業界における競争優位の確立、さらには対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、SMFGグループの経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業経営を行うことが可能となるという面からも、対象者の収益力強化に繋がるものと判断するに至ったとのことです。

SMFGが、対象者を完全子会社化した後は、SMFGグループ各社との協働の一層の推進や公開買付者ブランド及び公開買付者の営業チャネル等の積極的な活用に加え、対象者によるSMFG又は公開買付者に対する本第三者割当増資によって強化された財務基盤を最大限活用して対象者のさらなる業容拡大を図り、他のSMFGグループ各社とあわせ、コンシューマーファイナンス事業におけるSMFGグループの地位をより強固なものとしてまいります。

SMFG、公開買付者及び対象者は、平成23年9月30日付の本基本契約において、SMFGによる対象者の完全子会社化後の業務連携強化について合意しております。具体的には、相互の業務連携を一層強化すべきとの共通認識の下、速やかに業務連携委員会を設置し、法令等で許容される範囲で、以下の分野等につき具体的検討を行い、相互の連携を強化していくことを合意しております。

対象者と公開買付者の販売チャネルの共同利用の更なる推進  
公開買付者ブランドを活用したプロモーションの強化  
公開買付者との協働によるアジア・リテール展開の促進  
サービサーやミドル・バック機能のグループ内集約による効率化  
SMFGグループ各社の審査ノウハウ、その他各種情報の共有化の推進

なお、対象者によれば、平成24年3月期第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施し、それに伴い対象者は、平成24年3月期第2四半期累計期間において2,034億円の当期純損失を計上し、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の業績予想を修正することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、平成24年3月期の期末配当金を無配とする旨併せて決議したとのことです。

このような状況の下、対象者は、対象者の財務基盤に対する大きな制約要因となっている利息返還請求への抜本的な対応により毀損した対象者の財務基盤を早急に改善させ、将来の成長戦略に向けた積極的な施策の推進を可能とすることが必要不可欠であると判断し、同日開催の対象者取締役会において、SMFG及び公開買付者を引受先として、以下に記載の第三者割当てによる普通株式451,977,400株の発行を決議したとのことです。

発行新株式数：451,977,400株

払込金額：1株当たり531円

払込金額の総額：239,999,999,400円

払込期日：平成23年12月26日

ただし、SMFGと対象者との間の平成23年9月30日付の本引受契約において、募集株式225,988,700株（払込金額の総額119,999,999,700円）を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみSMFG又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当増資は、最終的にはSMFG又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数451,977,400株の半数である225,988,700株となる予定です。

SMFG及び公開買付者は同日開催の取締役会において、本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることについてそれぞれ決議しており、SMFGは対象者との間で平成23年9月30日付で本引受契約を締結しております。本第三者割当増資の割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成23年12月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合にはSMFGに、そうでない場合には公開買付者に決定される予定です。本第三者割当増資によりSMFG又は公開買付者に割り当てられる株式225,988,700株（議決権の数4,519,774個）は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する割合にして167.6%（小数点以下第二位を四捨五入）、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する割合にして178.2%（小数点以下第二位を四捨五入）となり、本公開買付けの結果にかかわらず、本第三者割当増資の払込み完了後には、対象者はSMFGの連結子会社となる見込みです。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資に関する対象者の取締役会決議日の前営業日（平成23年9月29日）までの1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均528円（小数点以下切り捨て）に対しては0.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均602円（小数点以下切り捨て）に対しては11.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均605円（小数点以下切り捨て）に対しては12.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントとなります。

本第三者割当増資の払込金額は、本第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議日の前営業日である平成23年9月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値に0.95を乗じた金額である531円（小数点以下切り捨て）となっています。対象者によると、対象者は、SMFG、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるE&Yに対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得しております。E&Yによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

E&Yは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された対象者の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、DCF法及び修正簿価純資産法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

#### (a) 市場株価法

E&Yは、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用したとのことです。E&Yは、対象者が平成23年3月期の決算発表を実施した平成23年5月13日の翌営業日（同月16日）から同年9月28日までの、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値を492円～722円と算定したとのことです。

#### (b) DCF法

E&Yは、DCF法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF法を採用したとのことです。E&Yは、対象者より提出された対象者の事業計画等を基礎として、対象者株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者の普通株式1株当たりの価値を312円～569円と算定したとのことです。

#### (c) 修正簿価純資産法

E&Yは、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である対象者に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用したとのことです。E&Yは、平成23年3月31日現在の対象者の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成23年3月31日から同年6月30日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、対象者の普通株式1株当たりの価値を97円～193円と算定したとのことです。

なお、E&Yは対象者の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び対象者から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、E&Yは対象者から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、対象者の経営陣によりその時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、対象者の経営陣の予測に従い対象者の財務状況が推移することを前提としており、E&Yは独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しているとのことです。E&Yによる対象者の株式価値の算定は、対象者による平成23年9月30日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」の内容並びに平成23年9月28日までの対象者に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであるとのことです。

対象者は、上記の株式価値算定書における算定結果等に基づき検討した結果、直近の対象者株式の市場価格は、各手法に基づく当該算定結果において示された対象者の株式価値の範囲内又はそれを上回るものであり、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、対象者の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、対象者の発行済株式数、対象者の財務状況、事業環境、割当先による引受可能性等も総合的に勘案し、上記払込金額を決定したとのことです。

また、対象者によると、上記払込金額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日の対象者株式の終値を前提とすれば、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当していないものと判断しているとのことです。また、対象者は、上記株式価値算定書と同日付で、E&Yから、本第三者割当増資の払込金額が株式価値算定書における各手法に基づく算定結果の範囲内又はそれより高いこと等を勘案し、本第三者割当増資の払込金額が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。さらに、対象者は、後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載の対象者から独立した弁護士1名及び社外監査役2名の合計3名で構成された第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資により資金調達を行う必要性が認められ、また、発行方法及び発行の条件は相当であると認められる(対象者の公開買付者以外の少数株主にとって本第三者割当増資に係る対象者取締役会の決定が不利益なものでないこと、及び上記払込金額が会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないことを含みます。)旨の意見をj得ているとのことです。

### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i) 公開買付者は対象者株式27,926,750株を保有しており、対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であること、(ii) 公開買付者の完全親会社であるSMFG及び公開買付者と対象者とは業務・資本提携関係にあること、(iii) 公開買付者又はSMFGは、本第三者割当増資の引受けを通じて対象者の支配株主となること等に見込まれること等に鑑み、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

## 財務アドバイザーからの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、ゴールドマン・サックスからGS算定書を受領しております。なお、公開買付者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る算定書は取得しておりません。またゴールドマン・サックスは、SMFG及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

### ( ) 普通株式

SMFG及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣がSMFG及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及び事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、上記のGS算定書及び下記のフェアネス・オピニオンを作成する過程の一環として、市場株価分析、配当割引モデル（DDM）分析及び類似会社比較法を行いました。なお、DDM分析及び類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスによる使用につきSMFG及び公開買付者の了承を得た、上記のSMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測に基づいております。各手法の分析結果として、対象者の1株当たり価値として下記のレンジが示されております。

#### 1. 市場株価分析 314円～889円

市場株価分析については、平成23年9月29日を基準日として、過去52週間における対象者の株価終値に基づいております。

#### 2. DDM分析 687円～878円

DDM法については、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に支払われる配当を現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析しております。

#### 3. 類似会社比較法 792円～1,170円

類似会社比較法については、平成23年9月29日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成25年3月期の予測PER倍率を、SMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測数値に適用して株式価値を算出しております。

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス、GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、SMFG及び公開買付者の取締役会が本件取引を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。ゴールドマン・サックスは、SMFG、公開買付者あるいはそれぞれの取締役会に対して特定の公開買付価格を推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格を唯一適切なものとして推奨したこともありません。前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の（注）をご参照ください。

ゴールドマン・サックスの財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは必然的に、平成23年9月30日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析、GS算定書又はフェアネス・オピニオンを更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、SMFG及び公開買付者の経営陣が準備した対象者に関する財務分析及び予測については、SMFG及び公開買付者の経営陣において平成23年9月30日時点で得られる最善の予測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成23年9月29日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

なお、公開買付者は、本書提出日現在において対象者株式27,926,750株（対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する所有割合にして20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を直接保有しています。

その上で、公開買付者は、ゴールドマン・サックスによる上記分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成24年3月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの実例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり780円と決定いたしました。SMFG及び公開買付者はゴールドマン・サックスより、下記の（注）に記された制約事項、前提条件及びその他の考慮事項を含む一定の条件の下に、本基本契約において企図された本件取引との関連で、当該日現在において本公開買付け価格が公開買付者の完全親会社であるSMFGにとって財務的見地から公正である旨の平成23年9月30日付フェアネス・オピニオンを受領しています。

なお、本公開買付価格である1株当たり780円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成23年9月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値559円に対して39.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値528円（小数点以下切り捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して47.7%、過去3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値602円に対して29.6%、過去6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値605円に対して28.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1株当たり780円は、本書提出日の前営業日である平成23年10月17日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値775円に対して0.6%、過去1ヶ月間（平成23年9月20日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値672円に対して16.1%、過去3ヶ月間（平成23年7月19日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値611円に対して27.7%、過去6ヶ月間（平成23年4月18日から平成23年10月17日まで）の終値の単純平均値624円に対して25.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注) ゴールドマン・サックスによる対象者の普通株式に関する財務分析、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス・グループは様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、又は本件取引にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関しSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。）、SMFG及び公開買付者は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、(i)平成21年10月に行われたSMFGによる日興コーポリアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関しSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、(ii)平成22年1月に行われたSMFGの普通株式360,000,000株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii)平成22年2月に行われた、公開買付者により発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びにSMFG Preferred Capital USD 1 Limitedにより発行された米ドル建配当非累積的永久優先出資証券並びにSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedにより発行された英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券の公開買付けについて、SMFG、公開買付者、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedのリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント（それぞれの買付総額は368,635,000ユーロ（額面金額ベース）、1,022,747,000米ドル（額面金額ベース）、1,000,859,000米ドル（残余財産分配請求権額ベース）、426,424,000英ポンド（残余財産分配請求権額ベース））を務め、(iv)平成22年5月に行われたFGCCによる株式会社セディナの支配権取得に際してSMFG及びFGCCの財務アドバイザーを務めるなど、SMFG及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して随時投資銀行サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本基本契約、本引受契約、対象者の平成23年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、平成22年10月1日に対象者と合併した三洋信販株式会社の平成22年3月31日に終了する4事業年度の有価証券報告書、対象者の平成23年6月30日に終了する第1四半期の第1四半期報告書、その他の対象者による対象者の株主に対する一定のコミュニケーション、本件財務予測等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、対象者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、SMFG及び公開買付者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況、将来の見通し、本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についてのSMFG及び公開買付者の評価について話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社の類似の情報と比較し、国内消費者金融業界を中心に業界一般の最近の公開買付事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思量するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、本件財務予測がSMFG及び公開買付者の経営陣によって平成23年9月30日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としています。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者、SMFG又は公開買付者或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、対象者における適切な引当金の金額について、SMFG及び公開買付者の経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、SMFG、公開買付者又は対象者、若しくは本件取引から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引（本公開買付けと本第三者割当増資を含みます。）が、本基本契約及び本引受契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、本件取引を行うに際してのSMFG及び公開買付者の経営上の意思決定或いはSMFG及び公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、フェアネス・オピニオンの日付現在において、公開買付者が本基本契約に基づいて本公開買付けに際して対象者普通株式1株に対して支払う本対価が、SMFGにとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また、本基本契約、本引受契約若しくは本件取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本基本契約において企図されている若しくは本件取引に関連して締結若しくは修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（公開買付者、SMFG及び公開買付者の各種有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本株式交換、本第三者割当増資、本件取引の公正性、又は本件取引又は本引受契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）、本件取引に関連してSMFG、公開買付者又は対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本基本契約に基づいて行われる本公開買付け又はその他の取引において公開買付者によって対象者普通株式1株に対し支払われる本公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンはそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式及びSMFG普通株式の将来の取引価格や、本件取引の影響によるSMFG、公開買付者又は対象者の支払能力や存続性、SMFG、公開買付者又は対象者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債のいずれの保有者に対しても、本公開買付け又はその他の事柄に対する対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債の応募を推奨するものではありません。なお、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。

フェアネス・オピニオンの作成は複雑な手続きであり、ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンについて、その一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析並びにGS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に依拠するものではありません。

#### (ii) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しています。

#### (iii) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数（3,546株）（1株未満の端数切り捨て）に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1株当たり約2,662円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を決定しています。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等

#### ( ) 普通株式

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、SMFG及び対象者から独立した第三者算定機関であるE&Yに対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得するとともに、株式価値算定書の算定結果等に基づき、本公開買付価格が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。E&Yによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

E&Yは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された対象者の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、DCF法及び修正簿価純資産法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

(a) 市場株価法

E&Yは、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用しているとのことです。E&Yは、対象者が平成23年3月期の決算発表を実施した平成23年5月13日の翌営業日（同月16日）から同年9月28日までの、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値を492円～722円と算定したとのことです。

(b) DCF法

E&Yは、DCF法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF法を採用しているとのことです。E&Yは、対象者より提出された対象者の事業計画等を基礎として、対象者株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者の普通株式1株当たりの価値を312円～569円と算定したとのことです。

(c) 修正簿価純資産法

E&Yは、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である対象者に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用しているとのことです。E&Yは、平成23年3月31日現在の対象者の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成23年3月31日から同年6月30日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、対象者の普通株式1株当たりの価値を97円～193円と算定したとのことです。

なお、E&Yは対象者の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び対象者から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、E&Yは対象者から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、対象者の経営陣によりその時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、対象者の経営陣の予測に従い対象者の財務状況が推移することを前提としており、E&Yは独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しているとのことです。E&Yによる対象者の株式価値の算定は、対象者による平成23年9月30日付の業績予想及び配当予想の修正の内容、平成23年9月28日までの対象者に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであるとのことです。

(ii) 新株予約権

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権1個当たりの買付価格を1円と決定しました。対象者としては、本新株予約権については、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権1個当たりの買付価格が1円とされていることに鑑み、第三者算定機関であるE&Yから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。また、対象者は、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

(iii) 新株予約権付社債

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」に記載のとおり、公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(3,546株)(1株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円当たりの買付価格としております。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1株当たり約2,662円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を算定しています。対象者としては、本新株予約権付社債の当該買付価格は本新株予約権付社債の額面金額を下回ること、また、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(7) その他」に記載のとおり、本株式交換が行われることとなる場合には、本新株予約権付社債は、その繰上償還条項に従って要項に基づき算出される額面金額と同額以上の金額で繰上償還される予定であること等に鑑み、本新株予約権付社債については、第三者算定機関であるE&Yから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。また、対象者は、本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権付社債の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保すると同時に、他の買付者による買付け等の機会を確保しております。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本件取引に関わる審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、SMFG及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本件取引に係る諸手続について法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置

対象者は、本件取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、対象者取締役のうち、平成23年まで公開買付者の従業員であった渡邊正三氏、平成22年まで公開買付者の従業員であった岩波雅彦氏及び平成21年まで対象者の大株主である公開買付者の従業員であった田代智彦氏を除いた、公開買付者及びSMFGから独立性が高い取締役である久保健氏及び立石義之氏並びに執行役員である北角誠英氏から構成される本件PTを設置し、本件PTが公開買付者との間で本公開買付けに関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるUBS証券から助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本件取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

本件PTは、平成23年8月3日、本件取引の適正性及び公正性を確保するとともに、本件取引に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者、SMFG及び対象者から独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、対象者社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(i)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件の妥当性、及び、(ii)対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性についての見解を諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成23年8月11日より同年9月28日まで合計5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件その他本件取引の条件についての公開買付者との協議・交渉の状況、本公開買付け後に予定される本完全子会社化のための一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、E&Yが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書及び意見書を参考にするとともに、E&Yから対象者の株式価値評価及び意見書に関する説明を受けたとのことです。加えて、第三者委員会はUBS証券及び西村あさひ法律事務所からも、本件取引の手続に関して説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして公開買付者、SMFG及び対象者から独立した法律事務所である二重橋法律事務所を選任し、本件取引について法的助言を受けており、平成23年9月28日付で、本件取引の一環としての本公開買付けの条件及びかかる本公開買付けに対し賛同意見を表明するとの対象者取締役会の判断が法的見地から妥当であり、かつ対象者取締役の善管注意義務に反するものではない旨の法律意見書を取得しているとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年9月29日に、対象者取締役会に対して、(i)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件は妥当であること、及び(ii)対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することは妥当であること(本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないことを含みます。)を内容とする答申書を提出しているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者取締役会は、E&Yから取得した株式価値算定書及び意見書、本件PTからの報告内容、UBS証券及び西村あさひ法律事務所から得た助言並びに第三者委員会の答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付価格、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他SMFGによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを経てSMFGの完全子会社となることで、SMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成23年まで、岩波雅彦氏は平成22年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付者及びSMFGとの協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成23年9月30日開催の取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役4名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

#### 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

対象者は、SMFGとの間で締結した平成23年9月30日付本引受契約において、本第三者割当増資が完了するまでの間、一定の経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、対象者の連結子会社をしてこれらを行わせず（ただし、公開買付者以外の者から対象者の株式等に対する公開買付けその他の対象者に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと対象者との間で本引受契約が締結されていることを考慮してもそれらの義務を履行することが対象者の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性がある」と合理的に判断される場合は、この限りではありません。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG及び公開買付者に対して、速やかにその事実（当該第三者の名称を含みます。）及び内容を書面により通知の上、その善後策についてSMFG及び公開買付者と協議する旨合意しています。

上記を除き、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

#### （4）対象者の完全子会社化後の業務連携強化に関する基本契約

SMFG、公開買付者及び対象者は、平成23年9月30日付の本基本契約において、SMFGによる対象者の完全子会社化後の業務連携強化について合意しております。具体的には、相互の業務連携を一層強化すべきとの共通認識の下、速やかに業務連携委員会を設置し、法令等で許容される範囲で、以下の分野等につき具体的検討を行い、相互の連携を強化していくことを合意しております。

- 対象者と公開買付者の販売チャネルの共同利用の更なる推進
- 公開買付者ブランドを活用したプロモーションの強化
- 公開買付者との協働によるアジア・リテール展開の促進
- サービサーやミドル・バック機能のグループ内集約による効率化
- SMFGグループ各社の審査ノウハウ、その他各種情報の共有化の推進

## (5) 第三者割当増資の引受け

コンシューマーファイナンス事業においては、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面し、業界各社は営業貸付金残高の減少を余儀なくされており、経営環境は依然として厳しい状態が続いております。こうした環境の中、対象者は、平成22年1月に発表した事業構造改革プランに基づき、コスト構造改革及びグループ経営資源の選択と集中による効率化を断行し、経営基盤を整えてきたとのことです。

しかしながら、「第5 対象者の状況」の「5 その他」の「(3) 業績予想及び配当予想の修正について」のとおり、平成24年3月期第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施し、それに伴い対象者は、平成24年3月期第2四半期累計期間において2,034億円の当期純損失を計上し、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の業績予想を修正することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、平成24年3月期の期末配当金を無配とする旨併せて決議したとのことです。

このような状況の下、対象者は、対象者の財務基盤に対する大きな制約要因となっている利息返還請求への抜本的な対応により毀損した対象者の財務基盤を早急に改善させ、将来の成長戦略に向けた積極的な施策の推進を可能とすることが必要不可欠であると判断し、本第三者割当増資を決定するに至ったとのことです。対象者によれば、本第三者割当増資による調達予定額は約1,200億円であり、対象者は、このような多額の必要資金を早期かつ確実に調達し、財務基盤の強化を図るための方法として、コンシューマーファイナンス事業を、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考え、かつ、既に対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけているSMFGグループを引受先とする本第三者割当増資を行うことが、経営上合理的なものであると同時に、最も有効な手段であると判断したとのことです。本第三者割当増資は、SMFGグループとして、個人の金融取引複合化の観点からリテールビジネスの中核事業の一つとなるコンシューマーファイナンス事業を一層強化、育成するものであり、「質、量ともにNo.1のコンシューマーファイナンスカンパニーの実現」を目指す対象者の企業価値の向上に寄与するものであると判断しているとのことです。

上記の判断に従い、対象者は、平成23年9月30日開催の同社取締役会において、平成23年12月26日を払込期日とし、発行新株式数451,977,400株、1株当たり払込金額531円、払込金額の総額239,999,999,400円として、SMFG及び公開買付者を割当先とする本第三者割当増資を行うことを決議したとのことです。ただし、SMFGと対象者との間の平成23年9月30日付の本引受契約において、募集株式225,988,700株（払込金額の総額119,999,999,700円）を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみSMFG又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当増資は、最終的にはSMFG又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数451,977,400株の半数である225,988,700株となる予定です。また、SMFG及び公開買付者は、各社取締役会において、対象者による本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることについて、平成23年9月30日付でそれぞれ決議しております。本第三者割当増資の割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成23年12月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合にはSMFGに、そうでない場合には公開買付者に決定される予定です。かかる決議に基づき、SMFG及び対象者は、本第三者割当増資に関し、平成23年9月30日付で本引受契約を締結しております。

上記本引受契約の概要は以下のとおりです。

#### 募集株式の発行

対象者は、募集株式225,988,700株を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当て、SMFG又は公開買付者は、これを引き受ける。

#### 主なSMFG又は公開買付者の払込み義務の前提条件

- ・ 対象者において、出席した取締役全員の一致により決議した、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の取締役会決議が、変更又は撤回されていないこと。
- ・ 対象者の企業集団としての財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象その他本第三者割当増資の目的の達成がSMFG又は公開買付者にとって著しく困難となる事象（ただし、対象者又はその企業集団に関するものに限り、国内外の政治、経済、金融、為替又は法律上の変動によるものは除く。）が生じておらず、これが判明していないこと。

#### 主な誓約事項

- ・ 対象者は、本第三者割当増資が完了するまでの間、本引受契約の目的に抵触し又はその目的を阻害する経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、その連結子会社をしてこれらを行わせず（ただし、公開買付者以外の者から対象者の株式等に対する公開買付けその他の対象者に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと対象者との間で本引受契約が締結されていることを考慮しても当該義務を履行することが対象者の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性があるとは合理的に判断される場合は、この限りでない。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG及び公開買付者に対して、速やかにその事実及び内容を書面により通知の上、その善後策についてSMFG及び公開買付者と協議する。
- ・ 対象者は、本公開買付けに対する賛同決議を変更又は撤回する旨の取締役会決議を行わない。ただし、公開買付者以外の者から対象者の株式等に対する公開買付けその他の対象者に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと対象者との間で本引受契約が締結されていることを考慮しても当該義務を履行することが対象者の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性があるとは合理的に判断される場合は、この限りでない。
- ・ 対象者は、本株式交換を実施する場合には、残存する対象者の本新株予約権の全てを、本新株予約権の要項の規定に従い、本株式交換の効力発生日までに、無償で取得する。
- ・ 対象者は、本株式交換を実施する場合には、残存する対象者の本新株予約権付社債の全てを、本新株予約権付社債の要項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、本株式交換の効力発生日までに、繰上償還する。

本第三者割当増資は、対象者の財務基盤の強化等を目的として行われるものであり、本公開買付けの結果にかかわらず実施されること（ただし、上記のとおり、対象者取締役会による本公開買付けに賛同し対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る取締役会決議を変更又は撤回しないこと等の一定の条件が合意されています。）が予定されております。本第三者割当増資によりSMFG又は公開買付者に割り当てられる株式225,988,700株（議決権の数4,519,774個）は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する割合にして167.6%（小数点以下第二位を四捨五入）、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する割合にして178.2%（小数点以下第二位を四捨五入）となり、本公開買付けの結果にかかわらず、本第三者割当増資の払込み完了後には、対象者はSMFGの連結子会社となる見込みです。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2 【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	685	777	702	732	680	659	776
最低株価	524	542	559	663	498	491	759

(注) 平成23年10月については、10月17日までのものです。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計			-	-

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第50期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第51期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日を目処に  
関東財務局長に提出予定

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

プロミス株式会社 本店

（東京都千代田区大手町一丁目2番4号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5 【その他】

##### (1) 対象者の完全子会社化後の業務連携強化に関する基本契約の締結について

SMFG、公開買付者及び対象者は、平成23年9月30日付の本基本契約において、SMFGによる対象者の完全子会社化後の業務連携強化について合意しております。具体的には、相互の業務連携を一層強化すべきとの共通認識の下、速やかに業務連携委員会を設置し、法令等で許容される範囲で、以下の分野等につき具体的検討を行い、相互の連携を強化していくことを合意しております。

対象者と公開買付者の販売チャネルの共同利用の更なる推進

公開買付者ブランドを活用したプロモーションの強化

公開買付者との協働によるアジア・リテール展開の促進

サービサーやミドル・バック機能のグループ内集約による効率化

SMFGグループ各社の審査ノウハウ、その他各種情報の共有化の推進

上記業務連携強化の詳細につきましては、SMFG、公開買付者及び対象者による平成23年9月30日付「三井住友フィナンシャルグループによるプロミスの完全子会社化に向けた基本契約締結等のお知らせ」をご参照ください。

## (2) 本第三者割当増資について

消費者金融ファイナンス事業においては、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面し、業界各社は営業貸付金残高の減少を余儀なくされており、経営環境は依然として厳しい状態が続いております。こうした環境の中、対象者は、平成22年1月に発表した事業構造改革プランに基づき、コスト構造改革及びグループ経営資源の選択と集中による効率化を断行し、経営基盤を整えてきたとのことです。

しかしながら、後記「(3) 業績予想及び配当予想の修正について」のとおり、平成24年3月期第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施し、それに伴い対象者は、平成24年3月期第2四半期累計期間において2,034億円の当期純損失を計上し、平成23年9月30日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の業績予想を修正することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、平成24年3月期の期末配当金を無配とする旨併せて決議したとのことです。

このような状況の下、対象者は、対象者の財務基盤に対する大きな制約要因となっている利息返還請求への抜本的な対応により毀損した対象者の財務基盤を早急に改善させ、将来の成長戦略に向けた積極的な施策の推進を可能とすることが必要不可欠であると判断し、本第三者割当増資を決定するに至ったとのことです。対象者によれば、本第三者割当増資による調達予定額は約1,200億円であり、対象者は、このような多額の必要資金を早期かつ確実に調達し、財務基盤の強化を図るための方法として、消費者金融ファイナンス事業を、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考え、かつ、既に対象者グループを消費者金融ファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけているSMFGグループを引受先とする本第三者割当増資を行うことが、経営上合理的なものであると同時に、最も有効な手段であると判断したとのことです。本第三者割当増資は、SMFGグループとして、個人の金融取引複合化の観点からリテールビジネスの中核事業の一つとなる消費者金融ファイナンス事業を一層強化、育成するものであり、「質、量ともにNo. 1の消費者金融ファイナンスカンパニーの実現」を目指す対象者の企業価値の向上に寄与するものであると判断しているとのことです。

上記の判断に従い、対象者は、平成23年9月30日開催の同社取締役会において、平成23年12月26日を払込期日とし、発行新株式数451,977,400株、1株当たり払込金額531円、払込金額の総額239,999,999,400円として、SMFG及び公開買付者を割当先とする本第三者割当増資を行うことを決議したとのことです。ただし、SMFGと対象者との間の平成23年9月30日付の本引受契約において、募集株式225,988,700株（払込金額の総額119,999,999,700円）を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみSMFG又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当増資は、最終的にはSMFG又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数451,977,400株の半数である225,988,700株となる予定です。また、SMFG及び公開買付者は、各社取締役会において、対象者による本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることについて、平成23年9月30日付でそれぞれ決議しております。本第三者割当増資の割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成23年12月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合にはSMFGに、そうでない場合には公開買付者に決定される予定です。本第三者割当増資は、対象者の財務基盤の強化等を目的として行われるものであり、本公開買付けの結果にかかわらず実施されること（ただし、対象者取締役会による本公開買付けに賛同し対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る取締役会決議を変更又は撤回しないこと等の一定の条件が合意されています。）が予定されております。本第三者割当増資によりSMFG又は公開買付者に割り当てられる株式225,988,700株（議決権の数4,519,774個）は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する割合にして167.6%（小数点以下第二位を四捨五入）、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する割合にして178.2%（小数点以下第二位を四捨五入）となり、本公開買付けの結果にかかわらず、本第三者割当増資の払込み完了後には、対象者はSMFGの連結子会社となる見込みです。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資に関する対象者の取締役会決議日の前営業日（平成23年9月29日）までの1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均528円（小数点以下切り捨て）に対しては0.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均602円（小数点以下切り捨て）に対しては11.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値平均605円（小数点以下切り捨て）に対しては12.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントとなります。

また、対象者によると、上記払込金額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日の対象者株式の終値を前提とすれば、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当していないものと判断しているとのことです。また、対象者は、上記株式価値算定書と同日付で、E&Yから、本第三者割当増資の払込金額が株式価値算定書における各手法に基づく算定結果の範囲内又はそれより高いこと等を勘案し、本第三者割当増資の払込金額が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。さらに、対象者は、対象者から独立した弁護士1名及び社外監査役2名の合計3名で構成された第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資により資金調達を行う必要性が認められ、また、発行方法及び発行の条件は相当であると認められる（対象者の公開買付者以外の少数株主にとって本第三者割当増資に係る対象者取締役会の決定が不利益なものでないこと、及び上記払込金額が会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないことを含みます。）旨の意見を得ているとのことです。

本第三者割当増資の払込金額は、本第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議日の前営業日である平成23年9月29日の東京証券取引所における対象者株式の終値に0.95を乗じた金額である531円（小数点以下切り捨て）となっています。対象者によると、対象者は、SMFG、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるE&Yに対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得しており、株式価値の範囲内又はそれを上回るものであり、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、対象者の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、対象者の発行済株式数、対象者の財務状況、事業環境、割当先による引受可能性等も総合的に勘案し、上記払込金額を決定したとのことです。

### （3）業績予想及び配当予想の修正について

対象者は、平成23年9月30日付で「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想及び配当予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場にはなく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

また、対象者による上記「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、以下のとおり平成24年3月期につき大幅な赤字決算を見込んでおり、今後の厳しい経営環境に対処していくため、平成23年9月30日開催の対象者取締役会決議において、平成24年3月期の期末配当金について無配とすることを決議したとのことです。

平成24年3月期第2四半期累計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）の業績予想数値の修正

（連結）

（単位：百万円）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益 （円）
前回発表予想（A）	99,800	10,200	10,000	8,300	65.44
今回修正予想（B）	99,800	207,500	206,600	208,000	1,640.18
増減額（B - A）	0	217,700	216,600	216,300	1,705.62
増減率（％）	-	-	-	-	-
前期第2四半期実績 （平成23年3月期第 2四半期実績）	129,026	5,815	7,087	3,371	26.58

（個別）

（単位：百万円）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益 （円）
前回発表予想（A）	88,400	5,700	5,900	14,700	115.91
今回修正予想（B）	89,000	212,500	212,200	203,400	1,603.91
増減額（B - A）	600	218,200	218,100	218,100	1,719.82
増減率（％）	0.68	-	-	-	-
前期第2四半期実績 （平成23年3月期第 2四半期実績）	93,167	9,508	9,691	2,795	22.04

平成24年3月期通期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の業績予想数値の修正

（連結）

（単位：百万円）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益 (円)
前回発表予想（A）	195,000	22,000	21,400	17,500	137.99
今回修正予想（B）	193,000	192,700	191,400	195,400	1,540.83
増減額（B - A）	2,000	214,700	212,800	212,900	1,678.82
増減率（%）	1.03	-	-	-	-
前期実績 (平成23年3月期)	238,427	51,160	48,811	96,010	757.09

（個別）

（単位：百万円）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益 (円)
前回発表予想（A）	171,000	11,400	13,700	22,100	174.26
今回修正予想（B）	171,000	203,900	201,500	193,100	1,522.69
増減額（B - A）	0	215,300	215,200	215,200	1,696.95
増減率（%）	-	-	-	-	-
前期実績 (平成23年3月期)	187,546	54,157	50,684	104,408	823.31

## 修正の理由

消費者金融業界においては、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面し、業界各社は営業貸付金残高の減少を余儀なくされており、経営環境は依然として厳しい状態が続いております。こうした環境の中、対象者グループでは、前連結会計年度に断行したコスト構造改革並びにグループ経営資源の選択と集中による効率化によって整った新たな経営基盤をベースに、「質、量ともにNo. 1のコンシューマーファイナンスカンパニーの実現」を目指し、本業である消費者金融事業を中心に、営業力強化を主眼とした取り組みに注力してまいりました。また同時に、今後の成長分野として期待される保証事業や海外事業につきましても、積極的な営業展開に努めており、この結果、営業収益及び人件費等の販売費及び一般管理費については、第2四半期累計期間では連結・個別いずれにおいてもほぼ計画通りとなる見通しで、通期についても現時点で大きな修正はありません。

かかる状況下、昨年6月の総量規制の導入や、同年9月の同業大手による会社更生法適用申請による影響等についてもデータの分析が進み、利息返還関連の引当金（利息返還損失引当金、及び貸倒引当金中の利息返還にかかる元本充当分を含みます。以下同じ。）について足下においてより精緻な見積もりが可能となったこともあり、今般、第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施する見込みとなりました。このため、第2四半期累計期間、通期の連結・個別いずれにおいても営業損失・経常損失・当期純損失となる見通しです。